

議員の眼 (No. 11)

2021・12月発行



発行責任者 (吉岡政昭)・住所 (早来大町 1 4 1 - 4 7)

吉岡政昭の議会報告

9月議会(9/15・16)・10臨時議会(10/4)・決算委員会(10/28・29)

町民・議員の知らないところで、税金の「流用」「充用」を行い合計 1,600 万円以上の支出があった。

決算委員会での応酬 (関連部分の報告)

吉岡の指摘	担当課長の答弁
決算書の「流用の金額」と「予備費充用の金額」の記載は、内容を書かないので、わかりにくい。	1 記載方法は会計規則 9 1 条に基づいている。 2 読みにくいというのは、議員の方の受け止め方の問題だ。
流用先、充用先、内容、金額も書くべきだ。わかりやすいということは、大事なことだ。	議会が始まる前にも (吉岡から) 資料の請求を頂いたが、 3 議会として必要ならば、議会の常任委員会 ^{いんぱい} で審議を頂きたい。

課長答弁の解析 (かいせき)

答弁 1 「記載方法は、会計規則 9 1 条に基づいている。」

指摘 1 この答弁は、「不正確」です。
安平町の会計規則 9 1 条の「記載方法」は、あくまで、「安平町だけ」のやり方です。「記載方法」は、各自治体によって違います。次のページの安平町と浜松市の「記載方法」を見比べてください。

答弁 2 「わかりにくい、というのは、議員の方の受け止め方の問題だ。」

指摘 2 果たしてそうでしょうか？
浜松市は、「議員」や「総務委員会」あてに、その都度「報告文書」を配布しています。しかも内容が、誰が読んでも「わかりやすい」のです。

安平町のように、数字を 4 つ並べて、金額だけ書いて、理由と目的、必要性は書かずに「理解しろ」と言う。わからないのは吉岡の「受け止め方が悪いのだ」と言ったようなもの。はなはだ、乱暴で傲慢な態度ではありませんか？

安平町の決算書の記載 (1年に1回)	
(流用の例)	(予備費充用の例)
1. 1. 1. 2 へ 1,204,000 円	施設管理備品 ★ ★ ★ ★ 円
1. 2. 2. 10 から 1,204,000 円	予備費充用 29,000 円
	合計 10,113,688 円

上の数字 (1.1.1.2) は、1 款 1 項 1 目 2 節の意味との説明です。

ある自治体 (浜松市) の例			
<ul style="list-style-type: none"> ● 企画財政課 「予備費充用」の一覧を配布 (6月9日) ● 財務部財政課が「議員各位」として文書の配布 (8月7日) (目的・予備費充用額、充用先・事業内容) が、記載されている。 ● 財務部財政課が総務委員会宛文書 (8月26日) ・ ・ 例として以下に示す。 			
予備費充用について			
1, 目的			
2, 予備費充用額・充用先			
日付	充用先	充用内容	充用金額
8月7日	衛生費	バーやキャバレー従業員 PCR 検査	29,758 千円
8月7日	衛生費	リアルタイム唐音増幅器の導入	1,923 千円
3, 事業内容 (別紙)			

(議員になって初めて知った用語)・・・「流用」と「予備費充用」

私は「流用」「予備費充用」という用語を議員になるまで知りませんでした。2年前の9月議会。小笠原議員の義務教育学校建設に関する一般質問の中で「基本構想のお金を公立学校施設災害復旧事業委託料の中から出していないか？」との質問に、教育次長が「工事請負費から 2 2 4 万 6 0 0 0 円を委託料に流用した」と答弁。小笠原議員は「災害復旧費から流用したのに、なぜ議会で予算説明しなかったのか」と村井副町長に問いただしたところ、「流用」を認めましたが、議会で説明を欠いた理由を「緊急的やむを得なかった」とだけ述べ、その背後の理由には触れませんでした。

「流用」の事実が、なぜ、決算書から消えたのか？ (隠蔽したのでは?)

この件の流用は平成 30 年度に行われたので、平成 30 年度の決算書に、安平町方式で備考欄に款項目節に従い「14.1.4.13へ 14.1.4.15から」と記載しなければなりません。しかし、他の「流用」は記載されているのに「基本構想」の流用は記載されていません。明らかに会計規則 9 1 条違反承知の上での「流用の未記入」ではありませんか？

答弁 3 議会として必要ならば、議会の常任委員会で審議を頂きたい。

指摘 3 「議員である私」が、質疑の必要から「議員として資料請求」したのです。
議会活動に関する資料提供は、町長（役場）の「説明責任」の一つです。

1, 決算委員会の準備のため（決算書を読んで確認のため）担当課に請求した資料。

(1) 政策推進課長に以下の依頼(10/18)

備考欄にある各課の「流用」と「予備費充用」の「それぞれの理由」と「内容」を 口頭ではなく文書で示してもらいたい。
(伺い書には、理由欄がありますから、それを転記すれば済みます)

(2) 担当課に「予備費充用伺書」と「支出負担行為何兼決定書」を請求(10/21)

- ①税務住民課に、決算書 p60 の備考欄記載の「予備費充用の 727,000 円」
- ②総務課情報 G に、決算書 p46 の備考欄記載の「予備費充用 1,166,000 円」

(請求した理由) 「流用」も「予備費充用」も、その目的と理由が、不明だったからです。考え方の基本は、予算は税金であり公金であることから、本来、求められなくとも支出理由を明らかにするのは、当然なのです。

2, **追加答弁** 「流用・充用は資料的に抽出するだけで、議員一人で何百枚となる。」

追加指摘 ① 率直に言って、その数字は信じられませんね。

- ② 「流用」も「予備費充用」も、必要が生じた場合は、理由・内容、金額等を記入したプリントを各議会ごとに議員に配布し説明すれば、基本的には議員の数の部数で済みます。
そうした手順を踏んでいれば、それ以上の資料請求を受けるとは、滅多にはないと思います。

「議員一人あたり何百枚となる」は、かなり誇張した説明ではありませんか？

情報は町民の共有財産である。これは「まちづくり基本条例第6条」の規定です。

他方、こんな主張もありました。
「情報を多く出させようとする立場と出させまいとする立場とのせめぎ合いだ」(前副町長) 明らかに基本条例6条違反の認識です。今もって情報提供のハードルを意図的に高くして情報提供を妨げる現状が一部にあります。特に外部に関わりのある渦中の担当課は、真相究明を妨げたりもします。それが「不親切な対応」にもなっています。

早来工営の疑惑。町民の目をふさぐな！

早来工営の①地震による処理場施設の重要箇所の不具合の発生と②まだ未承認の建設計画地近くに「堰堤盛り土用」の土砂運搬(トラック 6,701 台分)の現場を協定書に基づく立入り調査の同行を要望。しかし「一議員からの請求だから」と拒否。また議会での一般質問での要求にも「専門家でないからダメ」と拒否。どこにそんな規定があるのか。なぜ、町民の目をふさぐのか。

「決算委員会」は、議会の中で最も重要な会議です。

私がこの3年半の議員生活の中で、再認識したのが、この「決算委員会」の重要性でした。「決算書」をチェックしながら気づいたことが、たくさんあったからです。

まず最初に目についたのが、「徴収をあきらめた税金」(不納欠損額)と「滞納されたままの税金」(収入未済額)。それに「使わずに残された予算」(不用額)でした。

年度	不納欠損額 (徴収をあきらめた税金)	収入未済額 (滞納されたままの税金)	不用額 (使わずに残された予算)	備考
H29	1630 万円	3 億 9416 万円	1 億 4113 万円	人口 8101 人
H30	1344 万円	3 億 9113 万円	2 億 2524 万円	地震 9月6日 人口 7881 人
R 1	5906 万円	3 億 4395 万円	29 億 9653 万円	人口 7694 人
R 2	1 億 6384 万円	2 億 2060 万円	1 億 7382 万円	人口 7504 人

- 上の数字を見ただけで「問題を感じる人も多くおられる」と思います。
- 1つ。「今後の税収の確保」をどうするのか。どのように納めてもらうか。
 - 2つ。せっかく予算を組んだのに、なぜ、使われずに残ったのか？
 - 3つ。来年度の予算作成で重要な資料。留意すべき点は何か。
 - 4つ。その他、個別の予算の使い方に質問や意見がたくさんあります。

なぜ、こんなに発言が少ないのでしょうか？

「決算委員会は終わったことを扱うのだから、今さら発言してもしょうがない」とは、ある議員の発言です。この議員は「発言しないこと」の「言い訳」をしていると思いますが、もし、本気で言っているとしたら、とんでもない思い違いです。決算委員会に対する認識不足と理解力の不足、この議員の資質が問われます。

決算審査特別委員会(一般会計)での議員の発言状況(牧田議長と小笠原監査は発言できない)

年度	箱崎	吉岡	烏越	工藤(秀)	三浦	梅森	米川	多田	田村	工藤(隆)
H29年度	0	83	委員長	0	1	0	8	1	0	1
H30年度	0	51	6	5	20	0	29	3	0	委員長
R 1 年度	委員長	48	1	0	44	0	42	2	0	1
R 2 年度	4	58	8	1	47	0	27	2	0	委員長